議案第１０１号

渋川市職員等の旅費支給条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日提出

渋川市長　星　名　建　市

渋川市職員等の旅費支給条例

渋川市職員等の旅費支給条例（平成１８年渋川市条例第５１号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条―第９条）
第２章　旅費（第１０条―第１８条）
第３章　雑則（第１９条―第２６条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項の規定に基づき、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

２　市が職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関しては、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（用語の意義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　出張　職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は市長若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

（２）　赴任　新たに採用された職員（規則で定める職員を除く。）がそ

の採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

（３）　帰住　職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

（４）　家族　職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

（５）　遺族　職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

（６）　職員　次に掲げる市長等及び一般職の職員をいう。

ア　市長等　市長、副市長及び教育長

イ　一般職の職員　渋川市職員定数条例（平成１８年渋川市条例第２７号）第１条に規定する職員

（旅費の支給）

第３条　職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対して旅費を支給する。

２　職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対して旅費を支給する。

（１）　職員が出張又は赴任のための旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

（２）　職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

（３）　職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から３月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

３　職員が前項第１号の規定に該当する場合において、地方公務員法第１６条各号若しくは第２９条第１項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

４　職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳、講師等として旅行した場合には、その者に対して旅費を支給する。

５　第１項、第２項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第３項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第４項並びに第５条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

６　第１項、第２項及び第４項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内において規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第４条　次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

（１）　前条第１項の規定に該当する旅行　旅行命令

（２）　前条第４項の規定に該当する旅行　旅行依頼

２　旅行命令権者は、電話、電信、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

３　旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第１項若しくは第２項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

４　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この項において「旅行命令簿等」という。）に

規則で定める事項を記載し、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項を記載するいとまがない場合には、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該事項を記載しなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第５条　旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第３項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

２　旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

３　旅行者が、前２項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第６条　旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

（旅費の計算）

第７条　旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条で定める種目及び第１０条から第１８条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（旅費の請求手続）

第８条　旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録

（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第５項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出をする者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の支給を受けることができない。

２　概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

３　支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

４　支出担当者等は、その支出した概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第２項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出する給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

５　第１項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

６　前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

７　第１項に規定する請求書及び必要な添付資料の種類、記載事項又は記録事項、第２項及び第３項に規定する期間並びに第４項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

（証人等の旅費）

第９条　第３条第４項の規定により支給する旅費については、この条例の規

定を基準として、市長がその都度定める。

第２章　旅費

（鉄道賃）

第１０条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正１０年法律第７６号）第１条第１項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。第１３条第１項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第６号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（１）　運賃

（２）　急行料金

（３）　寝台料金

（４）　座席指定料金

（５）　特別車両料金（市長等に限る。）

（６）　前各号に掲げる費用に付随する費用

（船賃）

第１１条　船賃は、船舶（海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。第１３条第１項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（１）　運賃

（２）　寝台料金

（３）　座席指定料金

（４）　特別船室料金（市長等に限る。）

（５）　前各号に掲げる費用に付随する費用

（航空賃）

第１２条　航空賃は、航空機（航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条

第１８項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次条第１項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（１）　運賃

（２）　座席指定料金

（３）　前２号に掲げる費用に付随する費用

（その他の交通費）

第１３条　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第４号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（１）　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

（２）　道路運送法第３条第１号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

（３）　前２号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第８０条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

（４）　前３号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第３号に掲げる費用は、その額が不明であることその他やむを得ない事情がある場合には、路程に応じ１キロメートルにつき規則で定める額により計算した額とする。

（宿泊費）

第１４条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に

係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（宿泊手当）

第１５条　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める１夜当たりの定額とする。

（転居費）

第１６条　転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第１８条第１項第１号又は第２号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第１７条　着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、５夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第１８条　家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

（１）　赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

（２）　前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から１年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

２　旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第２号に規定する期間を延長することができる。

第３章　雑則

（退職者等の旅費）

第１９条　第３条第２項第１号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から３月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

（遺族等の旅費）

第２０条　第３条第２項第２号又は第３号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

（外国旅行の旅費）

第２１条　職員が外国旅行をした場合の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和２５年法律第１１４号）の規定を基準として、市長がその都度定める。

（旅費の支給額の上限）

第２２条　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第１０条各号、第１１条各号、第１２条各号及び第１３条第１項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第７条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

２　宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第７条、第１４条、第１６条、第１７条及び第１８条第１項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第２３条　旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

２　旅行命令権者は、旅行者が、この条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難であ

る場合には、その必要とする旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第２４条　旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第１５条第３項又は第６４条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第１５条第３項又は第６４条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（旅費の返納）

第２５条　支出担当者等は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

２　旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出する給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

３　前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

（規則への委任）

第２６条　この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の渋川市職員等の旅費支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第２条第１号に規定する旅行命令権者が新条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の渋川市職員等の旅費支給条例（以下「旧条例」という。）第４条第１項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前

の例による。ただし、施行日前に旧条例第４条第１項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第２条第１号に規定する旅行命令権者が新条例第４条第３項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

２　新条例第３条第２項の規定は、施行日以後に退職（免職を含む。）、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

３　新条例第３条第５項及び第６項の規定は、当該各項に規定する者が同条第１項、第２項及び第４項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第３条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

４　新条例第２５条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

５　前各項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

（渋川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第３条　渋川市固定資産評価審査委員会条例（平成１８年渋川市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１３条中「平成１８年渋川市条例第５１号」を「令和８年渋川市条例第　号」に改める。

（渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第４条　渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成１８年渋川市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第５条中「、渋川市職員等の旅費支給条例（平成１８年渋川市条例第５１号）の定めるところにより」を削り、同条に次の１項を加える。

２　前項の規定による旅費の支給は、渋川市職員等の旅費支給条例（令和

８年渋川市条例第　号）に規定する市長等の例による。

（渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第５条　渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１８年渋川市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「により支給する旅費の額」を「による旅費の支給」に、「平成１８年渋川市条例第５１号）の定めるところ」を「令和８年渋川市条例第　号）に規定する市長等の例」に改める。

（渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部改正）

第６条　渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例（平成１８年渋川市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第６条中「平成１８年渋川市条例第５１号」を「令和８年渋川市条例第　号」に改める。

（渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第７条　渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成１８年渋川市条例第９９号）の一部を次のように改正する。

第６条中「の支給」を削り、「平成１８年渋川市条例第５１号）の例により、市長等の区分に従い」を「令和８年渋川市条例第　号）の定めるところにより」に改める。

（渋川市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第８条　渋川市証人等の実費弁償に関する条例（平成１８年渋川市条例第２７０号）の一部を次のように改正する。

第５条中「平成１８年渋川市条例第５１号」を「令和８年渋川市条例第　号」に改める。

（渋川市消防団条例の一部改正）

第９条　渋川市消防団条例（平成２４年渋川市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１６条中「渋川市職員等の旅費支給条例（平成１８年渋川市条例第５１号）の例により」を「費用弁償として」に改め、同条に次の１項を加え

る。

２　前項の規定による旅費の支給は、渋川市職員等の旅費支給条例（令和８年渋川市条例第　号）に規定する一般職の職員の例による。

（渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第１０条　渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年渋川市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１４条の見出し中「公務のための旅行に係る」を削り、同条第１項中「その費用を弁償する」を「費用弁償として旅費を支給する」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　前項の規定による旅費の支給は、渋川市職員等の旅費支給条例（令和８年渋川市条例第　号）に規定する一般職の職員の例による。

理　由

国家公務員等の旅費に関する法律に準じ、本市の旅費制度を見直すため、条例の全部を改正しようとするものである。

渋川市職員等の旅費支給条例（案）新旧対照表

渋川市固定資産評価審査委員会条例（平成１８年渋川市条例第２６号）の一部改正

（附則第３条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（関係者に対する費用弁償） 第１３条　法第４３３条第７項の規定によって関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して渋川市職員等の旅費支給条例（令和８年渋川市条例第　号　）の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。	（関係者に対する費用弁償） 第１３条　法第４３３条第７項の規定によって関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して渋川市職員等の旅費支給条例（平成１８年渋川市条例第５１号）の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。

議案第１０１号参考資料１

渋川市職員等の旅費支給条例（案）新旧対照表

渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成１８年渋川市条例第４３号）の一部改正

（附則第４条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（費用弁償） 第５条　議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。 ２　前項の規定による旅費の支給は、渋川市職員等の旅費支給条例（令和８年渋川市条例第　号）に規定する市長等の例による。	（費用弁償） 第５条　議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、渋川市職員等の旅費支給条例（平成１８年渋川市条例第５１号）の定めるところにより、費用弁償として旅費を支給する。

渋川市職員等の旅費支給条例（案）新旧対照表

渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１８年渋川市条例第４４号）の一部改正

（附則第５条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（費用弁償） 第６条　（略） ２　前項の規定による旅費の支給　　は、渋川市職員等の旅費支給条例（令和８年渋川市条例第　号）に規定する市長等の例による。	（費用弁償） 第６条　（略） ２　前項の規定により支給する旅費の額は、渋川市職員等の旅費支給条例（平成１８年渋川市条例第５１号）の定めるところ　による。

渋川市職員等の旅費支給条例（案）新旧対照表

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例（平成１８年渋川市条例第４６号）の一部改正

（附則第６条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（旅費） 第６条　市長及び副市長の旅費は、渋川市職員等の旅費支給条例（令和８年渋川市条例第　号　）の定めるところにより支給する。	（旅費） 第６条　市長及び副市長の旅費は、渋川市職員等の旅費支給条例（平成１８年渋川市条例第５１号）の定めるところにより支給する。

渋川市職員等の旅費支給条例（案）新旧対照表

渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成１８年渋川市条例第９９号）の一部改正

（附則第７条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（旅費） 第６条　教育長の旅費＿＿は、渋川市職員等の旅費支給条例（令和８年渋川市条例第　号）の定めるところにより＿＿＿＿＿＿支給する。	（旅費） 第６条　教育長の旅費の支給は、渋川市職員等の旅費支給条例（平成１８年渋川市条例第５１号）の例により、市長等の区分に従い支給する。

議案第１０１号参考資料１

渋川市職員等の旅費支給条例（案）新旧対照表

渋川市証人等の実費弁償に関する条例（平成１８年渋川市条例第２７０号）の一部改正

（附則第８条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（旅費） 第５条　第３条の旅費の支給方法等は、渋川市職員等の旅費支給条例（令和８年渋川市条例第　号　）の定めるところによる。	（旅費） 第５条　第３条の旅費の支給方法等は、渋川市職員等の旅費支給条例（平成１８年渋川市条例第５１号）の定めるところによる。

渋川市職員等の旅費支給条例（案）新旧対照表

渋川市消防団条例（平成２４年渋川市条例第２５号）の一部改正

（附則第９条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（費用弁償） 第１６条　消防団員が職務のために旅行した場合は、費用弁償として旅費を支給する。 ２　前項の規定による旅費の支給は、渋川市職員等の旅費支給条例（令和８年渋川市条例第　号）に規定する一般職の職員の例による。	（費用弁償） 第１６条　消防団員が職務のために旅行した場合は、渋川市職員等の旅費支給条例（平成１８年渋川市条例第５１号）の例により旅費を支給する。

議案第１０１号参考資料１

渋川市職員等の旅費支給条例（案）新旧対照表

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年渋川市条例第１２号）の一部改正

（附則第１０条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（　　費用弁償） 第１４条　職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。 ２　前項の規定による旅費の支給は、渋川市職員等の旅費支給条例（令和８年渋川市条例第　号）に規定する一般職の職員の例による。	（公務のための旅行に係る費用弁償） 第１４条　職員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する　。 ２　費用弁償の額及び支給方法については、常勤職員の例による。

渋川市職員等の旅費支給条例の全部改正について

国内外の経済社会情勢の変化に対応することを目的に、旅費の支給対象の見直しや公費の適正な支出を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和２５年法律第１１４号。以下「旅費法」という。）及び関連法令等が改正されました。

なお、今回の旅費法改正は、情勢の変化に柔軟に対応できるよう細かな支給内容等を、法律から政令及び省令に委任するよう改められたものです。

これを踏まえ、全国の自治体でも旅費法改正に基づき、細かな支給内容等を条例から規則で定めるよう全般的な条例改正を行っており、本市においても同様に条例の改正を行うものです。

【主な改正点】

１　支給区分の設定

現行の制度では、特別職と一般職の職員の区分は無く、一律の支給基準にて旅費を支給しているが、公務上の必要性を考慮し、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の３名について、一般職の職員とは異なる支給区分を設定する。

市長等の該当者は、宿泊費などにおいて一般職の職員と別の基準により旅費を支給する。

また、渋川市議会議員及び非常勤の特別職においても、市長等の区分による基準により旅費を支給する。

２　宿泊費における上限付き実費支給の採用

現行の日額１３，１００円の定額支給から、都道府県ごとに設定された上限額内での実費支給に変更する。

上限額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和２５年大蔵省令第４５号。以下「旅費法省令」という。）に規定される「宿泊費基準額」を基に規則で定める。

＜宿泊費基準額（案）（抜粋）＞（都道府県ごとに設定）　単位：円

場所	市長等	一般職の職員	場所	市長等	一般職の職員
東京都	27,000	21,000	京都府	26,000	20,000
北海道	20,000	15,000	広島県	18,000	14,000
宮城県	16,000	12,000	福岡県	22,000	17,000
愛知県	16,000	12,000	沖縄県	16,000	12,000

３　宿泊手当の新設

宿泊を伴う旅行に必要となる諸雑費に充てるための費用として、宿泊手当を新設する。

支給額は、旅費法省令に規定される支給額を基に規則で定める。

＜宿泊手当（案）＞　単位：円

形態	１夜あたり
素泊まり	2,400
朝・夕いずれか１食付	1,600
朝・夕食付	800

４　旅行雑費の廃止

宿泊手当の新設に伴い、日額１，２００円で定額支給している旅行雑費を廃止する。